



スポーツに読書に過ごしやすい季節です。医師の鎌田實先生が「スクワット」と「かかと落とし」をすすめています。高齢者は骨折・転倒・関節の病気などによって介護が必要となる恐れがあります。これらを防止するためには筋力をつけることが大切です。運動をして筋肉を強化すると血糖値が下がり、血圧も下がります。また、がんや認知症、うつ病を予防する可能性があることもわかってきました。ぜひ筋活で筋力をつけましょう。私も毎日スクワットを頑張っています。

光廣 昌史

今月のトピック

◇「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタート

◇令和3年分の年末調整の留意点

◇お知らせ
「年末調整のお知らせ」◇あとがき
「第14回
萩・石見空港マラソン全国大会！」

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました。この税制は、経営者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、中小企業の貴重な経営資源が散逸することを回避するとともに、事業再構築を含めて生産性の向上等を図るため、中小企業の貴重な経営資源を将来につないでいくことを目的に策定されました。

1. 中小企業M&Aの意義

(1) 経営資源の散逸の回避

経営者の高齢化や感染症の影響等による廃業に伴って経営資源が散逸する事態を回避する。

(2) 生産性向上等の実現

規模拡大等による生産性向上や、新たな日常に対応するための事業再構築等を実現する。

(3) リスクやコストを抑えた創業

他社の経営資源を引き継いで行う、リスクやコストを抑えた創業（「経営資源引継ぎ型創業」）を促す。

2. 経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合、3つの税制措置を活用可能

① 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の10%を税額控除^(※)又は全額即時償却。

(※) 資本金 3000 万円超の中小企業者等の税額控除率は 7%

(次頁へつづく)

② 雇用確保を促す税制

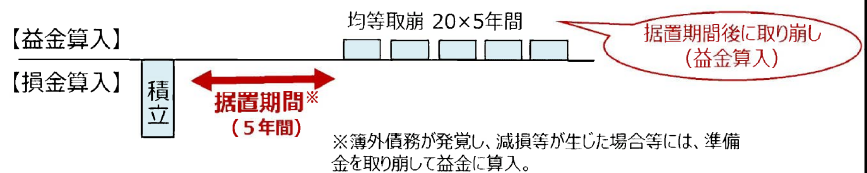
経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で 2.5%以上引き上げた場合、給与等総額の増加額の 25%を税額控除。

③ 準備金の積立

青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者を除く。）のうち産業競争力強化法の改正法の施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価額の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の 70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できます。

【制度の概要】

株式等の取得方法	購入に限る
株式等の取得価額	1 件あたり 10 億円以下
積立金額	株式等の取得価額×70%以下



3. 「中小企業者等」（租税特別措置法）

- ・資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人または個人
- ・協同組合等

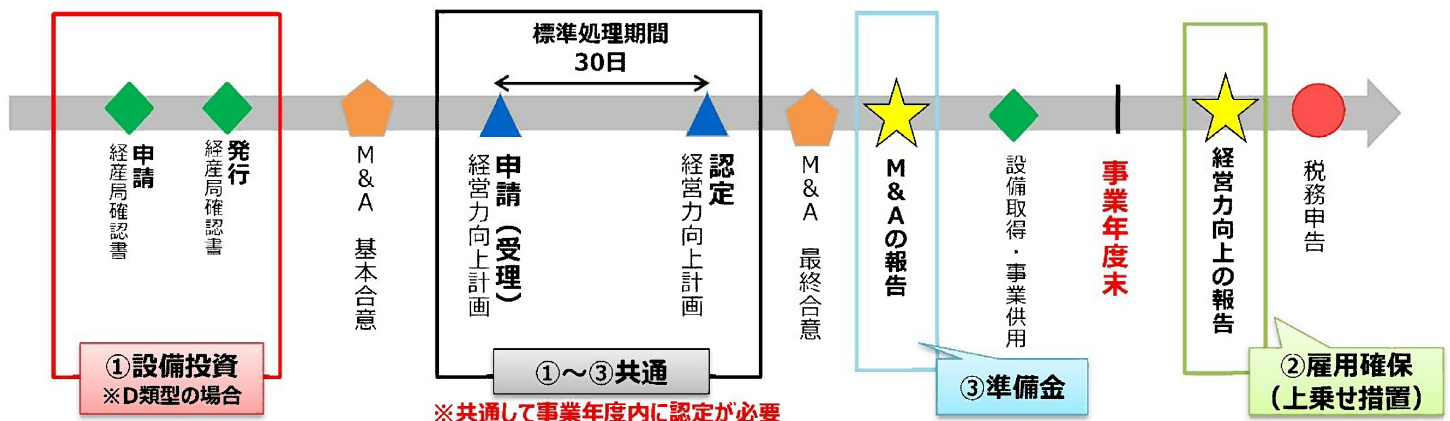
ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

4. 各制度活用の流れ

①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を活用いただくためには、以下の手順をさせていただく必要があります。

（※）①～③のいずれかだけを活用いただくことも可能です。

3つの税制措置を併用する場合の申請一覧



令和 3 年分の年末調整時に提出する書類の変更点と留意点を確認

令和 2 年分の年末調整では、所得税の改正等に伴う書類の追加や変更など、大きな変化に戸惑われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。対して令和 3 年分では微小な変更のみとなっています。この変更点と令和 2 年分から増えた申告書の作成に当たっての留意点を確認しましょう。

1. 年末調整時に提出する申告書

(1) 年末調整とは

年末調整とは、原則、1 年間の給与支払に係る源泉所得税を、その年の最後の給与支払時に精算する手続きをいいます。

(2) 年末調整の対象者

年末調整は、原則、給与の支払者に『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』を提出している人すべてに行いますが、提出をしても対象とならない人もいます。対象となる人、対象とならない人の区分は、下記のとおりです。対象とならない人は、確定申告を通じて精算します。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中途で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中途で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。） (4) 年の中途で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者） (4) 年の中途で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人 (5) 非居住者 (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）

出典：国税庁「令和 3 年分 年末調整のしかた」

(3) 年末調整時に提出する申告書

年末調整の対象者は、年末調整時に以下の申告書を提出します。全員が必ず提出しなければならないのは①で、それ以外は適用する人のみ提出を要します。

2. 年末調整の申告書等の変更点

(1) 押印が不要に

これまで年末調整の申告書には押印欄が設けられており、書面で提出する際は提出者の押印が必要でした。

これが令和 3 年 4 月 1 日以後提出分から、押印は不要となりました。

国税庁が提供する、令和 3 年分の各申告書においても、押印欄は削除されています。

申告書類名

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 給与所得者の基礎控除申告書[※]
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書[※]
- ④ 所得金額調整控除申告書[※]
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

（※）国税庁が提供している申告書は、②③④が 1 枚にまとめられています。

（次頁へつづく）

(2) 電子データ受領に関する申請が不要に

年末調整の電子化を行う場合、対象者から年末調整の申告書を電子データで受領するには、これまで税務署の事前承認が必要でした。これが、令和3年4月1日以後に電子データで当該申告書を受領する場合は、この事前承認が不要となりました。ただし、別途必要な措置がありますのでご注意ください。

3. 年末調整の申告書類作成時の留意点

令和2年分から提出が必要となった申告書を作成するときの留意点を確認します。

(1) 所得金額調整控除申告書

次のいずれかの要件に該当する給与年収850万円を超える人が、所得金額調整控除を適用する際に提出します。

- 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する

申告書に記載のある要件のうち、複数に該当する場合は、いずれか1つに✓をつけましょう。

記入例：

要件	☐ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)
	☐ 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	☐ 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	☒ 扶養親族が年齢23歳未満(平11.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)

出典：国税庁 HP「令和3年分年末調整のしかた」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/pdf/98-99.pdf> 記入例

記入例：

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円 (基準4(1)を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額

6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額
☒ 900万円以下 (A)	48万円
☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
☐ 1,000万円超 2,400万円以下	
☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ ↓

A (左のA～Cを記載)

基礎控除の額

480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

(2) 給与所得者の基礎控除申告書

その年の合計所得金額が2,500万円以下の人が、基礎控除を適用する際に提出します。

合計所得金額は、給与所得以外の所得も含めた合計額です。ただし、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した所得などは含めません。また給与所得の収入金額は、給与を2か所以上から受けている場合には合計し、所得金額調整控除などの適用がある場合は、求めた給与所得の金額からこれらを控除した後の金額となります。これらの留意点は、他の申告書の「合計所得金額」の計算時も同様です。

参考文献： ■中小企業庁 ■MyKomon



年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

あとかき 虫明です。緊急事態宣言が解除され、規制も少しずつ緩和されてきました。ミツヒロランニング同好会の活動もコロナの影響によりなかなか参加できる大会がありませんでしたが、10月17日に島根県益田市で開催された萩・石見空港マラソン全国大会に出場しました。この大会は日本で唯一、現役空港の滑走路を走ることができるマラソン全国大会です。種目はハーフマラソンと10kmの2種目で10kmの部に参加しました。普段は入ることができない滑走路を走って堪能することができました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

